

令和8年2月12日
医療局健康安全部食品衛生課

「行事における食品提供の取扱指導要領」の一部改正に係る意見公募結果について

「行事における食品提供の取扱指導要領」の一部改正について、令和7年11月10日から12月9日まで意見公募を行いました。

その結果、2名の方から3件の御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれらに対する本市の考え方をまとめましたので公表いたします。

また、いただいた御意見等を踏まえ、「行事における食品提供の取扱指導要領」の一部改正を行い、令和8年4月1日から施行します。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚くお礼申し上げるとともに、今後とも横浜市政に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

「行事における食品提供の取扱指導要領」の一部改正に係る意見公募結果について

意見公募実施期間 令和7年11月10日（月）から12月9日（火）まで（30日間）

提出された意見 3件

※「意見に対する本市の対応方針又は考え方」中の「要領」は、行事における食品提供の取扱指導要領を指しています。

	提出された意見	意見に対する本市の対応方針又は考え方
1	担当者氏名と連絡先欄が出来たのは良かった。 連絡先には緊急連絡先の記載があると良いのではないかでしょうか。	担当者氏名および連絡先については、緊急時にも連絡が取れる連絡先を御記入いただくことを想定しておりますので、御意見の通り修正いたしました。
2	今回の改定には含まれていませんが5 施設設備 (1) 施設の天井及び三方の側面は、雨、直射日光を防げる材質（テント、シートを含む。）で区画されていること。 とありますが、夏場の焼きそばや焼き鳥など直接火を取り扱う場合などは熱中症等を避ける暑さ対策が難しくなります。 雨や直射日光が当たないような配置されている場合には側面シートは不要として欲しい。	三方の側面のシートは、雨や直射日光を防ぐだけでなく、土埃等の侵入による汚染を防ぐ目的でも設置をお願いしております。 ただし、夏場の熱中症等を防ぐ暑さ対策等、特段の事情がある場合は食品の汚染に留意しながら適宜、通風等の措置をいただくことは差し支えないものと考えております。
3	行事開催届という書類名はいかがかと思う。 いかなる行事についても届けが必要と誤解する。 要領の名前と意味するところがずれている。 書類名の改正を求める。	書類名によって誤解が生じる可能性があるため、本要領の趣旨についてチラシなどを活用し、わかりやすく広くお知らせしてまいります。 また、いただいたご意見を踏まえ、今後もよりよい運用となるよう改善に取り組んでまいります。